

事務連絡  
令和3年3月24日

各都道府県バス協会  
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
総務部

緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部における緊急事態宣言の解除と基本的対処方針の改定を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から国土交通省自動車局を通じ、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、会員事業者に周知いただきますようお願いいたします。

《添付資料》

- ・ 国土交通省自動車局 事務連絡(令和3年3月24日付け)  
(別添)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(令和3年3月19日付け)  
「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (参考1)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(令和3年3月5日付け)  
「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (参考2)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(令和3年2月26日付け)  
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (参考3)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡(令和3年2月4日付け)  
「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

